

## 国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用して下さい。

送付スケジュールは次のとおりです。

発送時期	対象者
① 令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
② 令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問等については日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますのでぜひご利用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、ねんきん加入者ダイヤルでもお受けしています。

電話番号（ナビダイヤル） **0570-003-004**

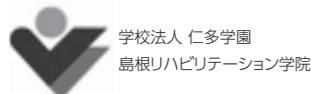
050から始まる電話の場合は（東京）03-6630-2525

〈受付時間〉・月～金曜日 8:30～19:00

・第2土曜日 9:30～16:00

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう！



## 奥出雲町の野菜活用 学生が『弁当』を考案



地域連携授業「ソーシャルビジネス」は、半年間に渡り学生が地域に密着するプログラムです。今年度は三沢地区にお世話になり、地域課題の分析を進めてきました。地区内の庭先で採れた野菜を活用し、学生のアイデアあふれる料理法で弁当として地域住民に配布するという独創的な企画が完成し、8月に実際に配布することができました。「農業×リハビリ」の新たな健康づくりの拠点を作りたい模索中です。（日本生命財団の助成を受けて実施しています）



深田真奈  
(2年生 理学療法学科)

私は三沢に住んでいます。今回の授業では、三沢地域の高齢者の皆様と関わる機会となりました。配布したお弁当が、受け取る皆様の元気に繋がってほしいと思いながら、盛り付けました。私は将来の夢として、地域で介護予防等に携わる理学療法士として働きたいと考えています。今回の経験から「地域との関わり方」、「人と人との繋がり方」をどうやって形成していくのかを学ぶことができたので、将来に役立たせたいと感じました。



横田高校の活動をお知らせする「よここうコーナー」

## ハデ干し体験をしました

9月8日、2年生の総合コースの生徒が、ハデ干し体験をしました。この体験は、本校の総合的な探究の時間である「奥出雲学」で毎年行われる恒例行事です。普段の身の回りの「食」に感謝するとともに、穂が実る過程での苦労や大変さを学ぶ機会になりました。地域の皆様には、田んぼの管理、事前の準備、当日の指導など大変お世話になりました。前日の雨の影響で少しづかん足下での作業でしたが、生徒たちの元気で楽しそうな声が響いていました。



## 新型コロナウイルス関係支援制度

### 国民健康保険税の減免

#### 対象となる世帯

次の①または②のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下
  - ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

#### 減免額

①に該当する場合…全額免除

②に該当する場合…表1によって算出した対象国保税額（D）に、表2に基づく減額又は免除の割合（E）を乗じた金額

【表1】新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免の対象となる税額の算出方法

$$\text{対象国保税額 (D)} = (A) \times (B) \div (C)$$

(A) 世帯全体の国保税額（令和3年度の国保税額は、7月中旬発送済みの納税通知書でお知らせしております。）

(B) 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(C) 世帯全体の前年の合計所得額

【表2】  
新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免割合

前年の合計所得額	減額又は免除の割合(E)
300万円以下	全 部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

#### 申請に必要な書類

- 申請書 ●印鑑
- 申請者の本人確認書類
- 主たる生計維持者の減収した月の収入状況（前年・現年）が確認できる書類（給与明細書など）

Q. どんな人がこの国保税の減免申請をすることができるの？



A. 例えば、この減免については「令和2年と比べて令和3年の収入額が減少することが見込まれるかどうか」が申請をするポイントになってきます。もちろん、『新型コロナウイルス感染症流行が原因による減収』であることが前提です。上記の「対象となる世帯」に該当するかの確認は必要ですが、まずは、申請できるかどうかの目安として下の①～③をご覧ください。

申請○… ①令和2年収入額 > 令和3年収入額（見込み）（昨年と比べて今年が減収の場合）

申請×… ②令和2年収入額 = 令和3年収入額（見込み）（昨年と今年は同じ収入の場合）

申請×… ③令和2年収入額 < 令和3年収入額（見込み）（昨年と比べて今年が増収の場合）

【お問い合わせ】 健康福祉課 有線：31-5121・5124 電話：54-2511